

地方税法（軽油引取税の脱税）違反事件の告発について

平成22年11月18日

千葉県総務部税務課

043-223-2126

香取市において、A重油又はA重油と灯油の混和油を自動車の燃料として販売し、不正に軽油引取税を免れた石油製品販売業会社及び同法人代表社員を、本日、香取警察署に告発した。

なお、11月19日(金)に千葉地方検察庁に告発を予定している。

この事犯の概要は以下のとおりです。

1 犯則嫌疑者

- (1) 名称 合資会社 甲
所在地 千葉県香取市
- (2) 氏名 乙(57歳)
住所 千葉県香取市
職業 法人の代表社員

2 事件の概要

石油製品販売業者である犯則嫌疑者は、軽油引取税を免れようと企て、ダンプ車の燃料としてA重油又はA重油と灯油の混和油を販売するも、これに係る販売記録を偽るなどし、平成20年7月から平成22年5月までの間に、申告納付すべき軽油引取税約1,220万円を免れたものである。

3 告発の理由

犯則嫌疑者は、同様の行為により千葉県から課税処分を受けるも、改悔すること無く違法な行為を継続していた。

よって、納税秩序を回復するため、厳重な処分を求め告発した。

4 罪名及び適用法条

罪名 地方税法（軽油引取税）違反

適用法条

- ・ 同法144条の2第4項（軽油引取税の納税義務者等）
- ・ 同法144条の18第1項第2号（軽油引取税の申告納付の手續）
- ・ 同法144条の41第2項（軽油引取税に係る脱税に関する罪）
- ・ 同法第144条の41第5項（両罰規定）

（ただし、平成21年4月1日より前の販売日については、平成21年法律9号による改正前の）

- ・ 同法第700条の3第4項（軽油引取税の納税義務者等）
- ・ 同法第700条の14第1項第2号（軽油引取税の申告納付の手續）
- ・ 同法700条の28第2項（軽油引取税に係る脱税に関する罪）
- ・ 同法第700条の28第5項（両罰規定）